

【住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー】  
様式第30号（第39条関係）

住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニューに係る誓約書

住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項第17号の規定により、補助金の交付を受けた日から10年以上社宅に供することを誓約します。

又、要綱第36条の規定により、従業員又は新規雇用者が補助対象住戸に転入又は転居後、原則2年以上居住させることを誓約します。なお、転勤等で2年以内に居住する者が変更となる場合は、新たな従業員又は新規雇用者の入居に努めます。

なお、補助金の交付を受けた日から10年未満で他の用途に変更した場合、若しくは2年未満で従業員又は新規雇用者が退居した場合は、要綱第43条の規定により補助金の交付決定を取り消されたとしても異議を申しません。

令和 年 月 日

北九州市長 様

申請者 (〒 - )

住所 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_